

ニューカレドニアの輸入規制措置の概要 (平成28年10月5日以降)

【輸入規制措置の概要】

ニューカレドニアは、日本から輸入される一部の食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求める措置を講じています。

(証明対象・内容)

必要な証明	地域	品 目
日 付	47 都道府県	平成 23 年 3 月 11 日より前に生産、加工された食品及び飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が 50%を超えるものに限る。）
放射性物質 検査	福島県	・水産物（ホタテ、海藻を除く。） ・きのこ類 ・コメ、大豆 ・柿 ・一部の山菜類（フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、コシアブラ、ゼンマイ及びクサソテツ）
	岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	・水産物（ホタテ、海藻を除く。） ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、コシアブラ、ゼンマイ及びクサソテツ）
	秋田県、山形県及び長野県	・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、コシアブラ、ゼンマイ及びクサソテツ）
	新潟県、山梨県及び静岡県	・きのこ類 ・コシアブラ
	47 都道府県	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目の使用割合の合計が 50%を超える食品及び飼料
産 地	47 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が 50%を超える食品及び飼料

(留意事項)

- 1 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料については、放射性物質検査証明により輸入が認められる。
- 2 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成 23 年 3 月 11 日以降に収穫・生産・加工されたものが対象。
- 3 アルコール飲料は本規制の対象外である。

(ニューカレドニアの定める放射性物質最大容量)

＜食品＞

(Bq/kg)

核 種	対象食品等	基準値
セシウム 134 及び セシウム 137 の総量	乳児用食品	50
	乳・乳製品	50
	飲料水	10
	その他食品	100

＜食用動物用飼料＞

(Bq/kg)

セシウム 134 及び セシウム 137 の総量	魚の飼料	40
	豚の飼料	80
	家禽の飼料	160
	牛、馬の飼料	100